

平成23年3月30日  
国土交通省  
大臣官房地方課  
大臣官房技術調査課

## 建設弘済会等による発注者支援業務等からの計画的な撤退に当たり 建設弘済会等の契約上の地位の移転及び業務実績の承継を認める 場合の考え方

国土交通省発注工事等に係る契約上の地位の移転については、契約の相手方の選定が所要の入札手続等を経て行われている事実に鑑み、従前の履行組織・体制が譲受会社に移転するときに認めてきたところである。また、業務実績の承継については、基本的に「業務実績」は当該会社に専属するものであることから、当該会社が合併又は合併と同等と見なし得る事業譲渡等を行う場合に認めてきたところである。

しかしながら、建設弘済会等が発注者支援業務等から計画的に撤退することは、政府関連公益法人の徹底的な見直しが行われる中で、民間事業者による競争を促進するため国土交通省が要請したものであることを踏まえ、建設弘済会等が発注者支援業務等から計画的に撤退する際の事業譲渡等に伴う契約上の地位の移転及び業務実績の承継については、以下の考え方に基づき取り扱うこととする。

### 1 基本的考え方

- ①建設弘済会等による発注者支援業務等からの計画的撤退については、「政府関連公益法人の徹底的な見直し」（平成21年12月25日閣議決定）において、行政が政府関連公益法人（国家公務員出身者が役員又は職員等に在籍する特例民法法人、新制度の公益法人、特例民法法人から一般法人に移行した法人で国が所管するものをいう。）に実施させている事務・事業について、「事業性を有するもの、民間企業等の参入を阻害しているものなどについては、民間企業等において実施できないか」等の視点に立って徹底的な見直しを行うこととされた。このような状況の中で、「民間事業者による競争を促進し、それらの創意工夫をより適切に反映させることができる市場環境を迅速に整える観点から」（平成23年3月10日 建設弘済会等に係る事業譲渡手法等の課題検討チーム整理とりまとめ（以下「検討チーム整理とりまとめ」という。））国土交通省が建設弘済会等に要請したものであること

- ②「事業譲渡等（事業譲渡及び現物出資をいう。以下同じ。）の手法により、現に建設弘済会等が受託している業務の継続実施を図（る）」（検討チーム整理取りまとめ）ためには、事業譲渡等の実態に合わせて、その時点で建設弘済会等が受託している業務の契約上の地位の移転を認めることが必要であること
- ③「（事業譲渡等の手法により）品質確保や効率的な業務プロセス等のノウハウを、それを支える人材とともにまとまった形で民間事業者にできる限り円滑に継承することを促す」（検討チーム整理とりまとめ）ためには、事業譲渡等の実態に合わせて、建設弘済会等のこれまでの業務実績の承継を認めることが必要であること

などから、建設弘済会等による発注者支援業務等からの計画的な撤退に当たっては、事業譲渡等が円滑に行われるよう、譲渡等の対象となる業務の品質の確保や事業の範囲の明確化、事業のノウハウの継承といった観点から支障がない場合には、契約上の地位の移転や業務実績の承継を認めることとする。

## 2 契約上の地位の移転及び業務実績の承継を認める場合の考え方

### (1) 契約上の地位の移転

契約上の地位の移転については、譲渡等の対象となる業務の品質を確保するための以下の要件が満たされる場合には、認めることとする。

- ①原則として、譲受会社が譲渡等の対象となる業務について入札が行われた際の競争参加資格要件を具備していること（ただし、譲受会社が関係発注機関の有資格者名簿に登録されていることまで求めるものではない。）
- ②当該業務の実施に当たり、譲受会社に承継される人材等や当該譲受会社が有する組織・体制により、建設弘済会等における業務履行体制と同程度の体制が構築されること

※「建設弘済会等における業務履行体制と同程度の体制」とは、譲受会社が当該業務を実施する際の管理技術者等の資格、実績、その他の業務の履行体制が、建設弘済会等におけるものと同程度であることを言う。

### (2) 業務実績の承継

業務実績の承継については、譲渡等の対象となる事業の範囲を明確にし、建設弘済会等から当該事業のノウハウを有する人材が譲渡会社に移転することを確認するための以下の要件が満たされる場合には、認めることとする。

- ①譲渡契約書等により譲渡する事業と残存する事業の種類や対象地域が明確に区分できること
- ②譲渡契約書等により建設弘済会等が譲渡事業に係る営業を行わないこと

- (競業禁止)が明らかであること
- ③譲渡する事業に関し、管理技術者等の実務経験を有する技術者が建設弘済会等から譲受会社に移転されること

なお、事業譲渡に伴う業務実績の承継と入札参加・競業禁止の考え方は別表のとおりとする。

(別表)

## 事業譲渡に伴う業務実績の承継と入札参加・競業禁止の考え方【平成23年度発注業務の場合】

- ① エリア譲渡：譲受会社にA県の発注者支援業務等（発注者支援業務＋公物管理補助業務＋用地補償総合技術業務）を譲渡

	A県 発注者支援業務等	A県以外 発注者支援業務等
譲受会社	実績承継により参加可能	A県での実績承継により参加可能(※2)
建設弘済会等	競業禁止(※1)	継続参加可能(※2)

※1：A県以外の業務実績により業務実績要件は満たすが、譲渡契約等に基づき参加できない。

※2：A県以外では譲受会社も建設弘済会等も発注者支援業務等に参加可能であり競合関係となり得る。

- ② 業務区分譲渡：譲受会社に発注者支援業務等の一部を譲渡

※公物管理補助業務を譲渡する場合

	公物管理補助業務	発注者支援業務＋用地補償総合技術業務
譲受会社	実績承継により参加可能	公物管理補助業務の実績承継により、発注者支援業務に参加可能(※4) 用地補償総合技術業務には公物管理補助業務の実績では参加できない。
建設弘済会等	競業禁止(※3)	継続参加可能(※4)

※3：公物管理補助業務以外の業務実績により業務実績要件は満たすが、譲渡契約等に基づき参加できない。

※4：公物管理補助業務以外については譲受会社も建設弘済会等も参加可能であり、競合関係となり得る。

※ 業務実績の譲渡の承認は、譲渡元及び譲渡先からの申請に基づいて行う。(申請があった場合に行う。)